## 新しい日本銀行:その独立性とガバナンス

関西学院大学 春井久志

- 1 新しい日銀法が施行されたて 10 年が経過した。過去の議事録(1998 年 1 月~6 月)の公表(10 年後)がはじめて実施された。また、今春には役員人事が衆参両院の「ねじれ現象」のゆえに「政争の具」となり、人選が難航した。副総裁と審議委員各 1 名が欠員のまま、徒に時間が経緯していることはきわめて遺憾なことであり、早急に是正のための具体的な対応必要とされている。これは日本銀行の独立性やガバナンスの点でも問題視するべき重要な論点であろう。
- 2 日銀の独立性は単に金融政策運営上の独立性にとどまらず。役員(総裁、副総裁、審議委員および理事等)の人選やその選任手続き、金融政策決定会合における政府委員の出席や意見表明、議案の提出、議決延期請求権、ならびに予算権など政府の諸権限の妥当性についても、種々問題を抱えたまま出発した過去10年であった。
- 3 ガバナンスの面でも、金融政策委員会が日銀の組織運営と政策決定金融政策とを峻別することなく同時に担うことは多くの問題を抱える。特に、審議委員は金融に関する専門知識や経験を有する有識者が選任されている以上、組織運営は総裁・副総裁あるいは理事当で担当するべきであろう。新しい日銀法においても、最適な金融政策を決定し、それを広く国民や市場に説明し、日銀政策の透明性を高める「コミュニケーション機能」は市場の「インフレ予想」に影響を与えることを通じて金融政策の有効性を高めるゆえに、少なくとも審議委員はその本来の重要な責務にフルタイムで従事することが求められている。
- 4 過去 10 年間の日本銀行の金融政策運営の総括と評価、今後の課題と展望、ガバナンスの向上などに関して、パネリストの広い視野からの議論や提案などを開陳していただき、パネリスト相互の白熱した討論、またフロアからの質疑応答を通して、本パネルが学会会員の今後の研究に大いに刺激を与えることができれば望外の幸いである。